

教育委員会定例会議事日程

令和2年6月5日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 請願等審査
受理番号3 2020年度中学校教科書採択における評価に関する要望書
受理番号4 2020年度教科書展示会に関する要望書
- 4 審議案件
教委第12号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について
教委第13号議案 横浜市学校保健審議会臨時委員の任命について
教委第14号議案 横浜市立特別支援学校の訪問指導時における物損事故に係る
損害賠償額の決定に関する意見の申出について
- 5 報告案件
教委報第2号 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に関する
臨時代理報告について
教委報第3号 教職員の人事に関する臨時代理報告について
教委報第4号 教職員の人事に関する臨時代理報告について
教委報第5号 教職員の人事に関する臨時代理報告について
- 6 その他

令和2年6月5日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 5/12 本会議（第1日）議案上程・質疑・付託
- 5/14 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 5/15 本会議（第2日）議案議決、役員改選

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 子どもアドベンチャー2020の中止について
- 新型コロナウイルス感染症への対応について

3 その他

子どもアドベンチャー2020 の中止について

子どもアドベンチャー2020は、学校再開の期間と重なったこと、また、プログラムを提供する団体の多くが出展を辞退したため、中止いたします。

参加を楽しみにしてくださっていた市民の皆様、既に準備に取り掛かられているプログラムを提供する団体の皆様には大変申し訳ございませんが、御理解のほどよろしくお願ひします。

「子どもアドベンチャー2020」について

【イベント概要】

子どもアドベンチャーは例年、夏休み期間中に市内の小中学生を対象にキャリア教育の観点で、民間企業・団体をはじめ、大学・公的機関などの協力を得て、職業体験プログラムを提供するイベントで、昨年度は小中学生とその保護者など約1万人が参加しています。

【実施期間】

令和2年8月13日（木）、14日（金）、20日（木）、21日（金）

【実施場所】

横浜市内各所

お問合せ先

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 宮田 純一 Tel 045-671-3236

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 段階的な学校教育活動の再開

分散登校や時差通学等により、段階的に学校教育活動を再開していくよう、学校では準備を進めていたところですが、5月25日(月)に国の緊急事態宣言が解除され、同日に神奈川県教育委員会から市町村立学校の再開に係る通知が発出されました。これを受けて、市立学校においても、6月1日(月)から学校教育活動を再開しました。

《再開までの経緯》

- 5月 14日(木) 特定警戒都道府県(8都道府県)を除く39県において、緊急事態宣言の解除
- 19日(火) 6月1日以降の段階的な教育活動再開に向けた準備通知
- 21日(木) 首都圏1都3県及び北海道を除く3府県で緊急事態宣言の解除
- 25日(月) 全国で緊急事態宣言の解除、神奈川県教育委員会から市町村立学校の再開通知
- 26日(火) 市立学校に対して、段階的な学校教育活動開始を通知
同日、教育活動の再開に関するガイドラインを発出
- 6月 1日(月) 市立学校において教育活動再開

2 今後の見通し

※ 感染状況等により、期間が変更になる可能性があります。

第一期	6月1日(月)	ア 小学校、中学校、義務教育学校 分散登校による少人数での半日程度の短時間授業 イ 高校、附属中学校 時差通学及び分散登校による少人数での半日程度の短時間授業 ※ 部活動等は行わない
	6月14日(日)	
第二期	6月15日(月)	ア 小学校、中学校、義務教育学校 小学校は給食なし、学級での半日程度の短時間授業 中学校は昼食あり、学級での全日での授業開始 イ 高校、附属中学校 時差通学を継続したうえで、通常学級での授業 昼食の開始 ※ 部活動等は行わない
	6月30日(火)	
第三期	7月1日(水)	ア 小学校、中学校、義務教育学校 小学校の給食を開始し、小、中学校ともに通常どおりの授業開始 部活動等の段階的な開始 夏季休業は「8月3日から16日」へ短縮 イ 高校、附属中学校 通常どおりの授業開始 部活動の開始

図書館及び博物館等の再開について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、図書館及び生涯学習・歴史・文化財施設は閉館しておりましたが、5月25日(月)に国の緊急事態宣言が解除されたことに受け、次のとおり再開いたしました。

1 図書館

段階的にサービスを再開しています。

5月27日(水)から【再開したサービス】 予約してすでにご用意できている図書の受け取り、図書の返却、登録等(開館時間：午前9時30分から午後5時まで(平日、土曜日・日曜日、祝日とも))

6月2日(火)から【再開したサービス】 図書の新規予約受付(開館時間：午前9時30分から午後5時まで(平日、土曜日・日曜日、祝日とも))

6月10日(水)から(予定)【再開を予定しているサービス】 閲覧フロアへの立ち入り(座席、学習室、会議室等の利用ができないなど、一部制限があります。)(滞在時間は30分程度でお願いする予定です)

(開館時間：通常通り)

*参考：通常の開館時間

中央・山内(青葉区)図書館：午前9時30分から午後8時30分

山内を除く地域図書館：午前9時30分から午後7時

土日月曜日(全館共通)：午前9時30分から午後5時

2 主な生涯学習、歴史・文化財施設

施設によって利用内容、人数等の制限がありますが、再開いたしました。

施設名	再開日
横浜市歴史博物館	6月2日(火) (6月1日は施設休館日) (※1 一部施設で利用制限あり)
横浜開港資料館	
横浜都市発展記念館	
横浜ユーラシア文化館	
横浜市三殿台考古館	
横浜市社会教育コーナー	6月1日(月) (利用形態(運動系、歌唱系) や定員数等の利用制限)
横浜市少年自然の家(赤城林間学園、南伊豆臨海学園)	6月1日から段階的に再開 (6月中は日帰りのみ。1日1団体のみの利用)

※1 【歴史博物館】研修室、講堂、体験学習室、図書閲覧室等を当面利用停止。

【開港資料館】講堂、閲覧室を当面利用停止。 6/13(土)～企画展示室利用開始。

【都市発展記念館・ユーラシア文化館】6/13(土)～常設展示室・企画展示室利用開始。

横浜市教育委員会 教育長様
教育委員各位



受理番号 3

2020年度中学校教科書採択における評価に関する要望書

2020年4月17日

教科書問題を考える横浜市民の会

代表 佐藤 満喜子

住所 横浜市磯子区杉田

要望項目1, 地元に関連することが掲載されていることを、教科書採択の判断材料や採択理由にしないでください。

<理由>

当会は、1981年の結成以来、保護者・市民の立場から、教科書採択に関する教育委員会会議傍聴や採択情報の公開請求、学習会等を行ってきました。

学習会等で学んだことの一つとして、教科書会社の営業上の手法として、採択してほしい採択地区に関連する素材を教科書に掲載するという方法があることを知りました。具体的な方法として以下のような例が知られています。

- ①表紙や口絵にその地域の写真を掲載する
- ②その地域に関連する人物や事例を掲載する。
- ③生徒が調査や試行する場合の例としてその地域をとりあげる
- ④著者や監修者にその地域に関連する人物を採用する

かつて全国で唯一、横浜市内北部の採択地区でのみ採択された教科書があり、話題になったことがあります。この採択結果は、その教科書が地域学習の部分で北部地域を採り上げており、それを売り込んでいたためではないかといわれています。

その後は、このような露骨な営業優先の事例は影をひそめていましたが、最近の採択では、編集上の必然性がない表紙等で、横浜市や大阪市・名古屋市などの需要数の多い採択地区の写真を掲載している教科書がいくつかあり、懸念しています。

横浜市は、採択地区としては全国一の需要数を要しているため、教科書営業や、政治介入のターゲットになりやすい採択地区です。適正な営業活動は保障されるべきですが、採択はあくまで子どもや学校・地域の実態に最も相応しい編集・内容であるかどうかで判断してください。

要望項目2, 地元に関連する事項の有無や量を、採択の理由や調査資料の評価の対象としないでください。

<理由>

他の教育委員会が作成した調査資料の評価項目には、地元に関連する事項のページ数や地元に関連する人物の人数を抜き出して、教科書ごとに比較を掲載しているものが複

数ありました。また、他市の教育委員会を傍聴した時には、支持する教科書の理由として「地元が掲載されている教科書だから」と発言なされた教育委員が散見されました。

しかし採択手続における教科書の評価は、内容や使い勝手等について総合的に判断されるべきだと思います。地元との関連を抜き出して評価項目にすることは、適正な選定方法とは思えません。今年度も、各教科書で採り上げている素材や事例は、編集趣旨に適合しているかどうか、授業での子どもたちや地域の実態に即しているかどうかで評価して下さるよう要望します。

以上



受理番号 4

横浜市教育委員会様

2020年度教科書展示会に関する要望書

2020年4月30日
横浜教科書採択連絡会
提出代表 土志田 栄子
連絡先 〒231-0015
横浜市中区尾上町

コロナウィルス感染拡大による休校などにより、子どもたちや学校関係者、教育行政にあたる皆さまには苦難の日々を送られていることと存じます。

そんな中、今年度は、保護者・市民の注目が集まる中学校教科書の採択替えの手続きが始まりました。見本本の到着とともに、展示会の準備が進められていることと思います。

文科省の通知によれば、教科書展示会は「一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取り組み」として、「教科書展示会の開催に係る経費は地方交付税で措置されており、「広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう工夫すること」が求められています。

今年度はコロナウィルス問題のために、図書館などの公共施設が閉鎖され、教科書展示会の開催も影響をうける可能性がある状況です。文科省も求めているような「広く地域住民等が展示会に参加できるような工夫」とともに「感染予防の工夫」が、「法定展示」「法定外展示」のいずれにおいてもなされるように、以下を要望します。

要望項目1、展示期間は、法定期間だけでなく、例年のように6月1週目から約1ヵ月を確保してください。

(要望理由) 展示期間短縮によって展示会参加者が集中することのないよう、市内での開始、終了は例年と同様の展示期間で設定してください。

要望項目2、展示会場は、例年のように各区内1箇所設けてください。

(要望理由) コロナウィルス問題のため展示会の会場数を絞ると、展示会参加者が集中する可能性があります。また、感染を避けるためには、公共交通機関の利用や往復の時間を短縮する必要があります。従って例年通り区内で1箇所の展示会場を確保してください。

要望項目3、展示会場はコロナウィルス感染予防の対策・工夫をしてください

(要望理由) コロナウィルス感染を避けるため、展示会場は図書館にこだわらず、できるだけ広い会場で開催してください。また、会場内では、感染予防の対策をしてください。

要望項目4、展示会でのアンケートは、記入内容を限定せず、教科書採択の参考にしてください。

要望項目5、コロナウィルス問題のため、今年度の展示会案内は、変更の有無にかかわらず、学校関係者・保護者・市民への広報に努めてください。

要望項目6、コロナウィルス問題や休校で教職員の教科書研究の権利が制限されることのないよう、教職員・学校関係者が、教科書展示会や先生方用の見本本閲覧に参加し、充分に見本本を閲覧・研究することができるよう配慮してください。

教委報第2号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に関する臨時代理報告について

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年5月25日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和2年6月5日提出

教育長 鯉渕 信也

報告理由

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、急施を要し、会議を開くいとまがなかったことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年5月25日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 25 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第 13 号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和 59 年 4 月横浜市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第 7 号に規定する休業日を授業日とすることができる。

第 36 条の 3 に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第 7 号に規定する休業日を授業日とすることができる。

第 48 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項において準用する第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、前項において準用する第 4 条第 1 項第 7 号に規定する休業日を授業日とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表 (抜粋)

現 行	改正後 (案)
<p>(第1条から第3条まで 省略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 小中学校等における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで</p> <p>(7) 開港記念日 6月2日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、校長は、教育上及び学校運営上特に必要と認め、教育長の承認を受けた場合、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を延長することができる。</p>	<p>(第1条から第3条まで 省略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 小中学校等における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで</p> <p>(7) 開港記念日 6月2日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、校長は、教育上及び学校運営上特に必要と認め、教育長の承認を受けた場合、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を延長することができる。</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を休業日とすることができる。</u></p>
<p>(第4条の2から第36条の2まで 省略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第36条の3 高等学校における休業日については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで</p> <p>(7) 開港記念日 6月2日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項</p>	<p>(第4条の2から第36条の2まで 省略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第36条の3 高等学校における休業日については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで</p> <p>(7) 開港記念日 6月2日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項</p>

第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮し、若しくは変更し、又は別に休業日を設けることができる。

(第36条の4から第47条の2まで 省略)

(準用)

第48条 第3条から第4条第1項まで、第4条の2、第4条の3、第6条から第8条まで、第13条の2から第14条の3まで、第15条から第17条まで(教務主任、学年主任及び保健主任に係るものに限る。)、第17条の2から第19条まで、第20条から第33条まで及び第36条の規定は、特別支援学校について準用する。ただし、第4条第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を設けることができる。

2 第10条から第13条までの規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部について準用する。

3 第15条から第17条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)の規定は、特別支援学校の中学部について準用する。

4 第15条から第17条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)及び第38条の規定は、特別支援学校の高等部について準用する。

(第49条から第59条まで 省略)

第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮し、若しくは変更し、又は別に休業日を設けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

(第36条の4から第47条の2まで 省略)

(準用)

第48条 第3条から第4条第1項まで、第4条の2、第4条の3、第6条から第8条まで、第13条の2から第14条の3まで、第15条から第17条まで(教務主任、学年主任及び保健主任に係るものに限る。)、第17条の2から第19条まで、第20条から第33条まで及び第36条の規定は、特別支援学校について準用する。ただし、第4条第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を設けることができる。

2 前項において準用する第4条第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、前項において準用する第4条第1項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

3 第10条から第13条までの規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部について準用する。

4 第15条から第17条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)の規定は、特別支援学校の中学部について準用する。

5 第15条から第17条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)及び第38条の規定は、特別支援学校の高等部について準用する。

(第49条から第59条まで 省略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の 一部改正に関する臨時代理報告について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための市立学校の休業によって、行うことができなくなってしまった授業を行うために、学校再開後に授業日を確保する必要があります。

現在、市立学校の休業日は、「横浜市立学校の管理運営に関する規則」（以下「規則」という。）により定められていますが、授業日を確保するために、教育上特に必要がある場合には6月2日を授業日とすることができるよう、規則を改正しました。

なお、この改正については急を要し、会議を開くいとまがなく、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項に基づき、教育長の臨時代理により行いましたので、併せて報告します。

2 改正の主な内容

規則では、小・中・義務教育学校の休業日が第4条に、高等学校の休業日が第36条の3に、特別支援学校の休業日が小・中・義務教育学校に準じるということが第48条に規定されています。今回の改正では、それぞれの規定に「教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日[※]を授業日とすることができる。」という趣旨の規定を追加したものです。

※開港記念日（6月2日）

3 施行年月日

令和2年5月25日

4 その他

今年度については、夏季休業等のその他の休業日についても、授業日を確保するために、更に規則改正等が必要となりますが、改正の手続きを経た上で、短縮する予定です。